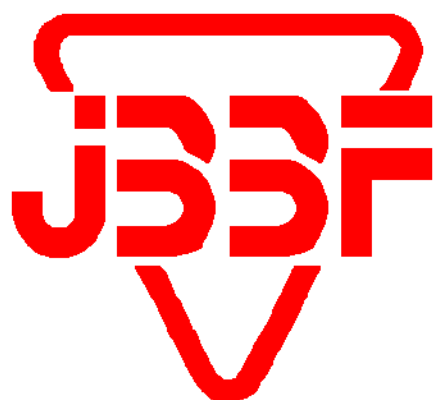


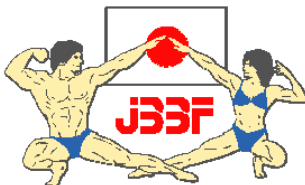
Japan Bodybuilding & Fitness Federation

競技規程



**公益社団法人
日本ボディビル・フィットネス連盟**

2017年3月



目次

競技規程

1 選手登録規程	1 ~ 2
2 特別認定選手登録規程	3
3 肖像権使用認定規程	4
4 選手権大会実施規程	5 ~ 17
5 ドーピングテスト実施規程	18 ~ 19
6 アンチ・ドーピング規程	20 ~ 22
7 アマチュア規程	23
8 プロ選手規程	24 ~ 25
9 役員海外派遣規程	26
10 選手海外派遣規程	27 ~ 28

公益社団法人 日本ボディビル・フィットネス連盟

〒111-0053 東京都台東区浅草橋4-9-11 大黒ビル2F

TEL. 03-5820-4321 FAX. 03-5820-4322

e-mail: info@jbbf.jp <http://www.jbbf.jp>

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟（以下「本連盟」という）の目的を遂行するにあたり、長期的にこれに取り組む練習者の励みと、修練の結果を競い合う競技会を通じて国民の間にボディビルの価値を広汎に啓蒙するために開催するボディビル選手権大会が公正に行われるために出場選手の登録について規定するものである。

【登録資格】

第2条 本連盟の登録選手となるためには、次の各項を満たしていなければならない。

- (1) 本連盟加盟クラブの所属会員であると共に、同クラブに6ヵ月以上の在籍者であること。尚、選手権大会へ出場を希望する者は、その選手権大会の6ヵ月以前、又は3月末日までに選手登録を完了していなければならない。
- (2) 登録年齢は、15才以上とする。
- (3) 本連盟のアマチュア規程で規定するアマチュアであること。
- (4) ボディビルを正しく認識し、本連盟の定めるボディビル選手権大会の開催趣旨を十分に認識し把握している者。

【申し込み】

第3条 地方連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入し加盟費と年間登録費を添え公認クラブを経由して、以下のいずれかの地方連盟に申し込む。但し、社会人連盟との重複登録以外に複数の地方連盟に選手登録することはできない。

- ① 居住地または通勤・通学地の所属クラブが加盟する地方連盟
- ② 居住地に隣接する都府県の地方連盟。但し、所属クラブが居住地の都府県内の公認クラブよりあまり遠くない場合。

2. 止むを得ない事情により前項以外の地方連盟に登録を希望する場合は、選手登録特例許可申請書を希望する連盟を経由して本連盟に提出し、本連盟が承認した場合は希望する地方連盟に選手登録することができる。
3. 社会人連盟又は学生連盟に選手登録を申し込む者は、本連盟所定の選手登録申込書に必要事項を記入のうえ、社会人連盟又は学生連盟の事務局に申し込む。但し、社会人連盟と学生連盟に同一人が選手登録することはできない。
また、社会人連盟と地方連盟への重複登録者は、日本連盟と社会人連盟の加盟費・年間登録費を添えて、社会人連盟へ申し込み、地方連盟には日本連盟の年間登録費と地方連盟の加盟費と年間登録費を添えて申し込む。

【選手登録】

第4条 申し込みを受けた本連盟加盟組織は、当該選手が本規程に抵触することなく、本連盟の選手として適当と判断したときに登録を認め、本連盟より選手登録証を発行する。

2. 選手登録後は、登録取消または退会届を提出されるまでは本連盟の選手として拘束条項の対象となる。
3. 登録は毎年度初めに所属連盟で行い、その年度のみ有効とする。
4. 選手は、加盟費と年間登録費を納入しなければならない。

【他団体大会出場選手の選手登録】

第5条 他団体大会出場選手の本連盟への選手登録は、以下の全ての項目を遵守する誓約書付選手登録申請書を希望する連盟を経由して本連盟に提出し、本連盟の承認を受けなければならない。

- (1) 本連盟の規程の遵守。
- (2) アンチドーピング理念の同意。
- (3) 今後、他団体の競技会に出場しないこと。

【登録証の交付】

第6条 選手登録証は、年度始めに本連盟が発行し、加盟クラブに送付する。

【登録費の納入】

第7条 加盟費・再登録費・年間登録費は、特別な理由を除き3月末日迄に所属連盟に納入する。所属連盟は4月末日迄に本連盟事務局に納入する。

【選手の拘束】

- 第8条 本連盟登録選手は、本連盟が認めない選手権大会、その他の催し物に参加することはできない。尚、本連盟登録選手は、本連盟に肖像権を委託し、無許可のマスメディアやコマーシャルに参加することは認めない。
2. 本連盟登録選手は、ドーピングテストの通告をされた場合は速やかに受けなければならない。
 3. 前項に違反した選手及び選手が所属するクラブには、各々に資格停止等の処分を科する。

【他団体の競技会や大会等に出場した場合の罰則規程】

- 第9条 当連盟の登録選手が他団体が開催する競技会や大会等に出場した場合の罰則。
- (1) 1回目の出場について
 - ① 2年間の出場停止とする。
 - ② 明らかに悪意(例:偽名等)と認められる時は、3年間の出場停止とする。
 - ③ 選手権大会実施規程の処分を受けた経緯のある選手及び規程違反が二つ以上重複したと認められる時は、5年間の出場停止とする。
 - ④ ドーピング処分を受けた経緯のある選手は、永久追放とする。
 - (2) 2回目の出場は、永久追放とする。
 - (3) 出場停止又は永久追放期間中であっても、その後、反省著しく連盟に協力する者は、当連盟理事会の承認を得て執行を猶予又は軽減することができる。

【出場資格】

- 第10条 その年度の選手登録をしていない者は、本連盟および本連盟組織の主催及び主管する選手権大会には、原則として出場することができない。

【登録の取消】

- 第11条 本連盟の登録選手が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消され、発行された登録証を速やかに本連盟に返却しなければならない。
- (1) 本連盟理事会が登録選手として不的確と判断したとき。
 - (2) 本連盟を除名されたとき。

【附 則】

- 第12条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。
本規程は、平成9年6月1日改定
本規程は、平成12年6月11日改定
本規程は、平成14年10月12日改定
本規程は、平成17年10月1日改定
本規程は、平成21年6月7日改定
本規程は、平成22年3月14日改定
本規程は、平成22年10月2日改定
本規程は、平成23年3月26日改定

【目的】

第1条 公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)は、財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という)の定める特別認定選手制度に基づいてJOCの規程と承認を前提として、本連盟の運営資金の確保と有力選手の自主的商業活動を認めるために定めるものである。

【認定条件】

- 第2条 次の各号の全てを満たす者を特別認定選手として認定する。
- (1) 本連盟の所属選手として5年以上の選手登録実績がある者
 - (2) 選手権大会で以下のいずれかの成績を収めている者
 - ① 本連盟主催大会で1位
 - ② アジア大会で3位以上
 - ③ 世界大会で決勝進出者
 - (3) ドーピング失格等の重大なルール違反がない者
 - (4) ボディビル競技の正しい普及と本連盟の発展に貢献すると判断でき、選手自身が本連盟に貢献する積極的な意思を有すること。
 - (5) 選手は特別認定選手年間認定料を本連盟に納入する。
2. 次の各号の全てを満たす企業を選手のスポンサー企業として認定する。
- (1) JOCスポンサー企業のカテゴリーと競合しないこと。
 - (2) 企業及び商品が本連盟の方針に違反せず、社会的信頼性が認められること。
 - (3) 本連盟及びJOCの事業及び活動に協力すること。
 - (4) 契約選手の肖像権を使用する場合は内容を本連盟に提示し承認を得ること。
 - (5) 本連盟に特別認定選手肖像権使用料を納入すること。

【申請手続】

第3条 所定の申請書に必要事項を記入し、認定審査料を添えて本連盟事務局に提出する。

【認定審査】

- 第4条 認定の手順は以下のとおりとする。
- (1) 認定審査会で認定の可否について審議し、合格した選手を理事会に上申する。
 - (2) 理事会は認定審査会よりの上申に基づき審議し、承認された選手をJOCに認定承認の申請を行う。
 - (3) JOCより承認された者を特別認定選手として最終決定する。

【合格の通知及び公表】

第5条 認定の結果は合否にかかわらず申請者に文書で通知する。合格の場合は本連盟の機関紙・公式ホームページ・関連雑誌等で公表する。

【認定期間及び認定料】

第6条 認定期間は1年間とし、特別認定選手及びスポンサー企業は所定の認定料を納入する。

【認定更新】

第7条 認定更新は、更新料を認定期間満了日までに納入することにより自動的に継続する。

【認定の取消】

- 第8条 本連盟の特別認定選手またはスポンサー企業が次の各号の一に該当するときは認定を取り消される。
- (1) 本連盟理事会が特別認定選手またはスポンサー企業が著しくボディビル競技の評価を傷つけ社会的信頼性を欠くと判断したとき。
 - (2) 本連盟理事会が特別認定選手またはスポンサー企業として、認定条件に適合せず、不相当と判断したとき。
 - (3) 本連盟を除名されたとき。
 - (4) 認定料を滞納したとき。

【附則】

第9条 本規程は、平成15年3月9日より施行する。

【目的】

第1条 公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)は、財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という)の加盟団体としてルールに従い本連盟登録選手全員の肖像権をJOCに管理を一任している。但し、本連盟の認定する特別認定選手は、JOC承認を前提として肖像等の商業権を使用することができる。

本規程は、本連盟の推進する事業の発展と財源の確保のため、特別認定選手の肖像等の商業権を企業が使用する場合の基準を定めるものである。

【認定条件】

第2条 次の各号の全てを満たす企業に肖像権使用を承認する。

- (1) 本連盟特別認定選手に限り、企業は肖像権を使用することができる。
- (2) 企業及び商品がJOCのスポンサーと競合しないこと。
- (3) 企業及び商品が本連盟の方針に反せず、社会的信頼性があること。
- (4) 本連盟及びJOCの事業活動に協力すること。
- (5) 契約選手の肖像権を使用する場合は、内容を本連盟に提示し承認を得ること。
- (6) 肖像権使用を許可された企業は本連盟に肖像権使用料を納入すること。
- (7) 企業と特別認定選手間の契約内容を当連盟に報告すること。

【申請手続】

第3条 所定の申請書に必要事項を記入し、認定審査料を添えて本連盟事務局に提出する。

【認定審査】

第4条 認定の手順は以下のとおりとする。

- (1) 認定審査会で認定の可否について審議し、合格した企業を理事会に上申する。
- (2) 理事会は認定審査会よりの上申に基づき審議し、承認された企業をJOCに認定承認の申請を行う。
- (3) JOCより承認された企業を肖像権使用認定企業として最終決定する。

【合格の通知及び公表】

第5条 認定の結果は合否にかかわらず申請企業に文書で通知する。合格の場合は本連盟の機関紙・公式ホームページ・関連雑誌等で公表する。

【認定期間及び認定料】

第6条 認定期間は1年間とし、認定企業は所定の認定料を納入する。

【認定の更新】

第7条 認定の更新は、更新料を認定期間満了日までに納入することにより自動的に継続する。

【認定の取消】

第8条 本連盟の認定企業が次の各号の一に該当するときは認定を取り消される。

- (1) 本連盟理事会が認定企業が著しくボディビル競技の評価を傷つけ社会的信頼性を欠くと判断したとき。
- (2) 本連盟理事会が認定企業として、認定条件に適合せず、不相当と判断したとき。
- (3) 認定料を滞納したとき。

【附則】

第9条 本規程は、平成15年3月9日より施行する。

本規程は、平成22年3月14日改定

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の目的を遂行するにあたり、日頃の錬磨の結果修得した生命力溢れる造形的な肉体の逞しさや美しさを、より積極的に選手権大会において力強く表現することにより、広く国民の間にボディビルやフィットネスの有効価値を啓蒙し、選手権大会の公正さと適正した認識を与えるために設けるものである。

【IFBB憲章】

第2条 本規程は、原則としてIFBB憲章に準じる。

【選手権大会】

第3条 本連盟主催大会を除き、本連盟は次の選手権大会を承認する。

1. ブロック合同選手権大会
 - (1) 東日本選手権大会
北海道・東北、関東、東京、北陸甲信越の4ブロック及び日本社会人の合同
 - (2) 西日本選手権大会
東海、関西、中国・四国、九州・沖縄の4ブロック及び日本社会人の合同
2. ブロック選手権大会
 - (1) 北海道・東北選手権大会
①北海道 ②青森 ③岩手 ④宮城 ⑤秋田 ⑥山形 ⑦福島
 - (2) 関東選手権大会
①茨城 ②栃木 ③群馬 ④埼玉 ⑤千葉 ⑥東京 ⑦神奈川
 - (3) 東京選手権大会
①東京
 - (4) 北陸甲信越選手権大会
①山梨 ②長野 ③新潟 ④富山 ⑤石川 ⑥福井
 - (5) 東海選手権大会
①岐阜 ②静岡 ③愛知 ④三重
 - (6) 関西選手権大会
①滋賀 ②京都 ③大阪 ④兵庫 ⑤奈良 ⑥和歌山
 - (7) 中国・四国選手権大会
①鳥取 ②島根 ③岡山 ④広島 ⑤山口 ⑥徳島 ⑦香川 ⑧愛媛 ⑨高知
 - (8) 九州・沖縄選手権大会
①福岡 ②佐賀 ③長崎 ④熊本 ⑤大分 ⑥宮崎 ⑦鹿児島 ⑧沖縄
 - (9) 日本社会人選手権大会
①企業クラブ
3. 各道府県選手権大会
4. 上記以外で本連盟が承認した選手権大会
 - (1) 四国選手権大会・①徳島 ②香川 ③愛媛 ④高知
 - (2) 日米親善岩国グランプリ
5. 上記以外で本連盟が必要と認める大会は、本連盟理事会で審議し、決定する。

【大会役員】

第4条 本連盟及び加盟組織の行う選手権大会には原則として下記の役員を置く。その役割は次のとおりとする。

- (1) 大会会長……………大会を統括指導する。
- (2) 大会実行委員長……………大会運営に関する一切を把握し指導する。
- (3) 審査委員長……………審査に関する一切の責任を持ち審査員を指導する。
但し、本連盟主催大会に限り、審査員を兼ねることはできない。
審査委員長は、全ての選手権大会で置かなければならない。
- (4) 競技運営委員長……………競技に関する一切の責任を持ち競技運営委員を指導する。
- (5) 審査員……………規程に従って公正な採点を行うとともに、計量を担当する。
- (6) 競技運営員……………競技運営委員長の指導のもと競技運営を行う。
- (7) アンチドーピング委員……………ドーピングテストに関する業務を行う。
- (8) 審査集計員……………採点された審査カードを集計整理する。
- (9) 選手係……………選手の受付・誘導を行う。
- (10) 進行係……………大会の進行を行う。

- (11) 報 道 係……………報道関係者に対し選手権大会の正しい認識を得る適切な説明を行い積極的な報道を依頼する。
- (12) 会 場 係……………会場の整理及び、ウォーミングアップ用の器具を配置管理する。
- (13) 受 付 係……………来賓及び入場者の受付・案内を行う。

【出場資格・カテゴリー】

第5条 各選手権大会の出場資格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 男子日本ボディビル選手権大会
女子日本フィジーク選手権大会
出場資格は、日本に継続して在住して日本国籍を有し、同年度の日本連盟加盟クラブまたは個人登録選手で、下記のいずれかの条件を満たしている者。尚、世界大会の派遣候補選手の選考大会とする。
 - ① 同年度(未実施の場合は前年度)の次の選手権大会で、6位以内の入賞者
 - I. 日本クラス別選手権
 - II. ジャパン・オープン選手権
 - III. 日本女子チャレンジカップ選手権
 - IV. ブロック選手権及び社会人選手権の一般の部
 - V. 大阪選手権の一般の部
 - ② 同年度(未実施の場合は前年度)の次の選手権大会で、3位以内の入賞者
 - I. 日本ジュニア選手権及び日本マスターズ選手権
 - II. ブロックのクラス別選手権
 - III. 地方連盟選手権の一般の部
 - ③ 過去に次の成績を収めた者で地方連盟が推薦し本連盟が承認した者
 - I. 日本ボディビル選手権で12位以内の入賞者
 - II. 日本クラス別選手権の各クラス優勝者
 - III. ジャパン・オープン選手権の優勝者
 - IV. 日本マスターズ選手権の優勝者
 - V. 東日本選手権・西日本選手権ブロック選手権・社会人選手権・地方連盟選手権の一般の部の優勝者
- (2) 日本クラス別男子ボディビル選手権大会
日本クラス別女子フィジーク選手権大会
出場資格は、日本国籍を有し、同年度の日本連盟加盟クラブまたは個人登録選手で、下記のいずれかの条件を満たしている者。尚、アジア選手権の日本代表選手は本選手権大会で選考する。
 - ① I. 過去の日本ボディビル選手権で12位以内の入賞者
 - II. 過去の次の選手権大会で6位以内の入賞者
 - i. 日本クラス別選手権の各クラス
 - ii. ジャパン・オープン選手権
 - iii. 日本ジュニア選手権及び日本マスターズ選手権
 - iv. 日本女子チャレンジカップ選手権
 - v. ブロック選手権及び社会人選手権並びに大阪選手権の一般の部
 - vi. 各ブロック体重別選手権
 - III. 過去の次の選手権大会で3位以内の入賞者
 - i. 地方連盟選手権の一般の部
 - ii. 地方連盟体重別選手権
 - ② カテゴリーは以下のとおりとする。
 - I. 男子ボディビルは、55kg以下級、60kg以下級(55kg超)、65kg以下級(60kg超)、70kg以下級(65kg超)、75kg以下級(70kg超)、80kg以下級(75kg超)、85kg以下級(80kg超)、90kg以下級(85kg超)、90kg超級の9カテゴリーとする。
 - II. 女子フィジークは、158cm以下級、163cm以下級、163cm超級の3カテゴリーとする。
予選の審査点で決勝進出者6名を決定し、最終順位は決勝の審査点のみで決定する。
- (3) ジャパンオープン選手権大会
出場資格は、一年以上日本に継続して在住している本連盟加盟クラブまたは個人登録選手で、国籍は問わない。
 - ① 男子ボディビル/女子フィジーク
日本選手権及びジャパンオープン選手権で優勝経験の無い者。
 - ② ミックスドペア
男子と女子選手のペア。
 - ③ ミスボディフィットネス
オールジャパン・ミスボディフィットネス選手権及びジャパンオープン選手権で優勝経験の無い

※ 審査はピックアップとクォーターターンの2ラウンドで行われる。
カテゴリーはオーバーオールとする。

- ④ ミスフィットネス
 オールジャパン・ミスフィットネス選手権及びジャパンオープン選手権で優勝経験の無い者。
 カテゴリーはオーバーオールとする。
 ※ 審査はピックアップ、パフォーマンス、クォーターターンの3ラウンドで行われる。
- (4) 日本ジュニアボディビル選手権大会
 出場資格は、日本国籍を有する同年度の本連盟加盟クラブまたは個人登録選手で、大会開催年の12月31日現在、16才以上23才以下の者。
 ① 日本に所在する大学在学中の男子学生。但し、大会開催年の12月31日現在、23才以下の者。
- (5) 日本マスターズ選手権大会
 出場資格は、同年度の本連盟加盟クラブまたは個人登録選手で、日本国籍を有し下記のいずれかの条件を満たしている者。
 ① I. 日本ボディビル選手権出場有資格者及び過去の日本マスターズ選手権で12位以内の入賞者。
 II. 同年度及び過去のブロックマスターズ選手権で6位以内の入賞者。
 III. 同年度及び過去の社会人マスターズ選手権大会で6位以内の入賞者。
 IV. 同年度及び過去の地方連盟マスターズ選手権大会で3位以内の入賞者
 V. マスターズ選手権を未実施の地方連盟の推薦者
 ② カテゴリーは以下のとおりとする。
 I. 男子ボディビル
 i. 40才以上級
 大会開催年の12月31日現在、40才以上49才以下の者。
 ii. 50才以上70kg以下級
 50才以上70kg超級
 大会開催年の12月31日現在、50才以上59才以下の者。
 iii. 60才以上級
 大会開催年の12月31日現在、60才以上64才以下の者。
 iv. 65才以上級
 大会開催年の12月31日現在、65才以上69才以下の者。
 v. 70才以上級
 大会開催年の12月31日現在、70才以上74才以下の者。
 vi. 75才以上級
 大会開催年の12月31日現在、75才以上の者。
 II. 女子フィジーク
 i. 40才以上級
 大会開催年の12月31日現在、40才以上49才以下の者。
 ii. 50才以上級
 大会開催年の12月31日現在、50才以上の者。
- (6) 日本女子チャレンジカップフィジーク選手権大会
 出場資格は、同年度の本連盟加盟クラブ及び個人登録選手で、下記のいずれかの条件を満たしている者。尚、国籍は問わない。
 ① 日本選手権で12位以内の入賞経験のない者。
 ② 日本クラス別選手権、ジャパン・オープン選手権で3位以内の入賞経験のない者。
 ③ 日本ジュニア選手権、日本マスターズ選手権で優勝経験のない者。
 ④ 日本女子チャレンジカップ選手権または日本女子新人選手権で優勝経験のない者。
 ⑤ ブロック選手権または地方選手権での優勝・入賞は問わない。
- (7) オールジャパンミスフィットネス選手権大会
 オールジャパンメンズフィットネス選手権大会
 出場資格は、同年度の本連盟加盟クラブまたはフィットネス個人登録選手で、日本国籍を有する者。尚、国際選手権大会の日本代表候補選手は本選手権大会で選考する。
 ① カテゴリーは、オーバーオールとする。
 ② 審査はピックアップ、パフォーマンス、クォーターターンの3ラウンドで行われる。
- (8) オールジャパン・ミスボディフィットネス選手権大会
 出場資格は、同年度の本連盟加盟クラブまたはフィットネス個人登録選手で、日本国籍を有する者。尚、国際選手権大会の日本代表候補選手は本選手権大会で選考する。
 ① カテゴリーは、158cm以下級、163cm以下級、163cm超級、50才以上級(身長別なし)、及びジュニア(大会開催年の12月31日現在、23才以下、身長別なし)の5カテゴリーとする。但し、ダブルエントリーは認めない。
 ② 予選の審査点で決勝進出者6名を決定し、最終順位は決勝の審査点のみで決定する。

- (9) ミス21健康美大会
 出場資格は限定登録とし、本連盟が出場を承認した選手(選手登録は不要)で、下記の全ての条件を満たしている者。尚、国籍は問わない。
 ① I. トレーニングまたはスポーツ(種目は問わない)経験者で、心身健康な女子。
 II. 他のボディビル団体に未登録の者。
 ② カテゴリーは、158cm以下級、163cm以下級、163cm超級、50才以上級(身長別なし)、及びジュニア(大会開催年の12月31日現在、23才以下、身長別なし)の5カテゴリーとする。但し、ダブルエントリーは認めない。
- (10) 全国高校生ボディビル選手権大会
 出場資格は、同年度の本連盟加盟クラブまたは限定登録選手で、下記の全ての条件を満たしている者で国籍は問わない。尚、本大会の上位6名は、同日開催の日本ジュニアボディビル選手権大会に出場しなければならない。
 ① 日本に所在する高等学校在学中の男子学生
 ② 大会開催年の12月31日に20才以下の者
- (11) 日本クラシックボディビル選手権大会
 出場資格は日本国籍を有し、同年度の本連盟加盟クラブまたは個人登録選手であること。尚、国際選手権大会の日本代表候補選手は本選手権大会で選考する。
 ① 出場資格は、日本クラス別選手権の出場資格I. II. を満たしている者。過去の地方連盟選手権の一般の部6位以内の入賞者及び、地方連盟体重別選手権の3位以内の入賞者。
 ② カテゴリーは以下のとおりとする。但し、身長の小数点以下は四捨五入とする。
 [165cm以下級] 体重は、選手の身長(cm)-100以下とする。
 [168cm以下級] 体重は、選手の身長(cm)-100以下とする。
 [171cm以下級] 体重は、選手の身長(cm)-100+2kg以下とする。
 [175cm以下級] 体重は、選手の身長(cm)-100+4kg以下とする。
 [175cm超級] 180cm以下は、選手の身長(cm)-100+6kg以下とし、180cm超は、選手の身長(cm)-100+8kg以下とする。
- (12) オールジャパン・メンズフィジーク選手権大会
 出場資格は日本国籍を有し、同年度の本連盟加盟クラブまたはフィットネス個人登録選手であること。尚、国際選手権大会の日本代表候補選手は本選手権大会で選考する。
 ① 日本メンズフィジーク選手権の審査員は、フィットネス審査員が行う。
 ② 日本メンズフィジーク選手権の審査基準はIFBBルールに準じる。
 ③ 日本メンズフィジーク選手権の上位選手は、国際大会派遣の対象候補とする。
 ④ カテゴリーは、40才以下級①168cm以下級、②172cm以下級、③176cm以下級、④176cm超級の4クラス、40才超級①172cm以下級、②172cm超級の2クラスとする。
 ⑤ 予選の審査点で決勝進出者6名を決定し、最終順位は決勝の審査点のみで決定する。
 ⑥ 地方連盟で開催するオープン大会はJBBF公認として実施する。この出場資格は主催連盟と審査委員会では協議する。
- (13) オールジャパン・フィットネスビキニ選手権大会
 出場資格は日本国籍を有し、同年度の本連盟加盟クラブまたはフィットネス個人登録選手であること。尚、国際選手権大会の日本代表候補選手は本選手権大会で選考する。
 ① オールジャパン・フィットネスビキニ選手権の審査員は、フィットネス審査員が行う。
 ② オールジャパン・フィットネスビキニ選手権の審査基準はIFBBルールに準じる。
 ③ オールジャパン・フィットネスビキニ選手権の上位選手は、国際大会派遣の対象候補とする。
 ④ カテゴリーは、158cm以下級、163cm以下級、163cm超級とし、各カテゴリーごとに35才以下級と35才超級の年齢別2クラスとする。
 ⑤ 予選の審査点で決勝進出者6名を決定し、最終順位は決勝の審査点のみで決定する。
 ⑥ 地方連盟で開催するオープン大会はJBBF公認として実施する。この出場資格は主催連盟と審査委員会では協議する。
2. 選手権大会申込後に出場を辞退した場合でも出場料は返金しない。

【オープン大会】

第6条 ブロックが実施するオープン大会のカテゴリーは、メンズフィジークとフィットネスビキニについてのみとするが、府県連盟が実施する場合は、すべてのカテゴリーで実施することが出来る。但し、JBBFルールに準じた地方連盟方式で実施し、選手権大会とは言わず、〇〇オープン大会とする。

【日本国籍】

第7条 参加資格が日本国籍を有する者とする大会は、所属連盟において国籍の確認をし参加申込書に連盟印を捺印すること。

2. 本連盟主催以外の大会は、日本国籍を有しない者でも出場可能とする。

【登録選手】

- 第8条 本連盟および本連盟加盟組織が主催する選手権大会の出場者は、その年度の本連盟登録選手でなければならない。
- オープン大会出場選手は、限定選手登録とする。
 - 全国高校生選手権大会は、限定選手登録とする。

【優勝者の出場禁止】

- 第9条 ジャパン・オープン選手権及び日本女子チャレンジカップ選手権を除く本連盟主催大会において、優勝者の出場を禁止してはならない。

【イレズミ】

- 第10条 総ての選手権大会においてイレズミのある者の出場は禁止する。但し、イレズミが身体のごく一部分の場合に限り、当該部分を包帯・絆創膏・サポーター等により完全に隠すことができれば出場可能とする。しかし、隠れた部分は採点できないので、採点上のマイナス要因となる。

【コスチューム・ラウンド】

- 第11条 男子ボディビル選手は本連盟マーク入り公認トランクスを、女子フィジーク選手は本連盟マーク入り公認ビキニもしくは女子フィジーク規定のビキニを着用すること。フィットネスビキニ・ミスフィットネス・メンズフィットネス・ミスボディフィットネス・メンズフィジークの選手は、各カテゴリーのルールに定められた水着を着用す
- 公認のトランクス(高校生は着用時の脇幅が2cm以上)は普通の布素材を使用し、ビニールやエナメルで光沢加工した素材やラメのように特殊な光る素材は使用しない。
- 男子選手は、過度に臀部が露出したトランクスを着用してはならない。
女子選手は、過度に鼠蹊部や臀部が露出したビキニ(ポージングスーツ)を着用してはならない。
違反した選手については、審査委員会または実行委員長の権限により着替えさせることができる。着替えの指示に従わない選手は、失格または減点とする。
 - ポーズ中にトランクスまたはビキニ(ポージングスーツ)で覆うべき部分が露出した選手は、審査委員長がポーズを中止させ、失格または減点とする。
 - 各カテゴリーのコスチューム及びラウンド等は、原則として次のとおりとする。
 - 女子フィジーク
 - ① コスチューム
 - I. 本連盟の公認水着
 - II. 生地の種類は自由だが、シースルー的なイメージの布地は不可。
 - III. 石など付けることは可能だが、布面積の1/2程度にすること。但し、ブラの紐部分に付けたリ、コネクターの使用は不可とする。
 - IV. 本連盟公認水着なら、予選と決勝で変えることは可能。但し、表彰式は決勝と同じものに限る。
 - ② 履物
 - I. すべてのラウンドで裸足
 - ③ アクセサリー(大振りの物は不可)
 - I. 決勝及び表彰式では、顎のラインを超えないピアス・イヤリング及びブレスレットの着用は可。但し、ブレスレットは一連二連は問わないが、合わせた幅が2cm以内に限る。
 - II. ネックレス・バンダナ・ヘソピアス等の身体のラインに影響のある物は不可。結婚指輪は可。
 - ④ ヘアースタイル
 - I. 清潔できちんとスタイリングされていること。髪飾りについてはとくに制限しない。
 - ⑤ ラウンド
 - I. ピックアップ……クォーターターン→規定4ポーズで12名選出
 - II. 予選審査……クォーターターン→規定4ポーズで順位づけ
 - III. 決勝審査……クォーターターン→規定4ポーズ→60秒のポーズダウン
1人ずつ30秒以内のフリーポーズ(マイミュージック)で決勝進出者の順位付
 - (2) ミスボディフィットネス
 - ① コスチューム
 - I. ピックアップ……カラービキニ(出場選手が12名以内の場合は行わない)
 - II. ラウンド1(予選)……カラービキニ
 - III. ラウンド2(決勝)……カラービキニ
 - IV. 表彰式……カラービキニ。但し、決勝と同じものに限る。
 - V. 首紐や胸中央のチェーン及び、シースルー的なイメージの布地は不可
 - ※ カラービキニは2枚まで使用できるが、コスチュームチェックを通過したものに限る。
臀部は1/2以上が布で覆われていて鼠蹊部のカットは直線であること。

- ② 履物
 I. ピックアップ、ラウンド1(予選)、ラウンド2(決勝)……………サンダル
 II. ヒールの高さは127mm以下、靴底は10mm以下とする。(ミュールは不可)
 ※ すべてのラウンド・表彰式で同じ
- ③ アクセサリー
 I. ピックアップ、ラウンド1(予選)、ラウンド2(決勝)、表彰式……………可
 II. センスが良く危険性がないもの。
- ④ ヘアースタイル
 I. 清潔できちんとスタイリングされていること。
- ⑤ ラウンド
 I. ピックアップ……………クォーターターンで12名選出(12名以内の場合は行わない)
 II. ラウンド1(予選)……………予選進出者Lウォーキング、クォーターターンで順位付
 III. ラウンド2(決勝)……………Lウォーキング、クォーターターンで決勝進出者6名の順位付
 ※ 予選の審査点で決勝進出者6名を決定し、最終順位は決勝の審査点のみで決定する。
- (3) ミスフィットネス
- ① コスチューム
 I. ピックアップ……………カラービキニ
 II. ラウンド1(予選)パフォーマンス……………自由
 III. ラウンド2(決勝)&表彰式…………… カラービキニ(同じ物に限る)
 IV. 臀部は1/2以上が布で覆われていて鼠蹊部のカットは直線であること。
 V. カラービキニは2枚まで使用できるが、コスチュームチェックを通過したものに限る。
 ※ シースルー的なイメージの布地は不可。
- ② 履物
 I. ピックアップ……………ハイヒール(デザインは自由)
 II. ラウンド1(予選)パフォーマンス……………自由
 III. ラウンド2(決勝)&表彰式…………… ハイヒール(デザインは自由)
 ※ ヒールの高さは127mm以下、靴底は10mm以下とする。(ミュールは不可)
- ③ アクセサリー
 I. センスが良く危険性がないもの。
- ④ ヘアースタイル
 I. 清潔できちんとスタイリングされていること。
- ⑤ ラウンド
 I. ピックアップ……………12名以上の場合のみ行う
 II. ラウンド1(予選)……………予選進出者を90秒以内のフリーパフォーマンスで順位付
 III. ラウンド2(決勝)……………予選進出者をLウォーキング、クォーターターンで順位付
 ※ 最終順位はラウンド1とラウンド2の合計審査点で決定する。
- (4) メンズフィットネス
- ① コスチューム
 I. ピックアップ……………トランクス型で黒色・無地のショートスパッツ
 II. ラウンド1(予選)パフォーマンス……………自由
 III. ラウンド2(決勝)&表彰式……………トランクス型で黒色・無地のショートスパッツ
 ※ シースルー的なイメージの布地は不可
- ② 履物
 I. ピックアップ……………裸足
 II. ラウンド1(予選)パフォーマンス……………自由
 III. ラウンド2(決勝)&表彰式……………裸足
- ③ アクセサリー
 I. センスが良く危険性がないもの。
- ④ ヘアースタイル
 I. 清潔できちんとスタイリングされていること。
- ⑤ ラウンド
 I. ピックアップ……………12名以上の場合のみ行う
 II. ラウンド1(予選)……………予選進出者90秒以内のフリーパフォーマンスで順位付
 III. ラウンド2(決勝)……………予選進出者Lウォーキング、クォーターターンで順位付
 ※ 最終順位はラウンド1とラウンド2の合計審査点で決定する。
- (5) フィットネスビキニ
- ① コスチューム
 I. カラービキニ
 II. 腰周径囲の2/3以上が布で覆われていること。
 Gストリングス(Tバック)は禁止。ヒップはお尻の割れ目が見えない深さであること。
 III. ボディフィットネス・フィットネスで着用しているものでも可。

- IV. カラービキニは2枚まで使用できるが、コスチュームチェックを通過したものに限る。
V. ラウンド2(決勝)と表彰式のビキニは同じものに限る。
※ シースルー的なイメージの布地は不可
- ② 履物(すべてのラウンド・表彰式で同じ)
I. スタイルや色は自由だが、プラットホーム・ハイヒールは禁止。
II. ヒールの高さは130mm以下、靴底は10mm以下とする。
- ③ アクセサリー
I. センスが良く危険性がないもの。
- ④ ヘアースタイル
I. 清潔できちんとスタイリングされていること。
- ⑤ ラウンド
I. ピックアップ……12名選出・クォーターターン(12名以内の場合は行わない)
II. ラウンド1(予選)……予選進出者Lウォーキング・クォーターターンで順位づけ
III. ラウンド2(決勝)……決勝進出者6名Lウォーキング→Tウォーキング・クォーターターン→スリーステップフォワードで順位付
※ 予選の審査点で決勝進出者6名を決定し、最終順位は決勝の審査点のみで決定する。
- (6) メンズフィジーク
① コスチューム
I. ピックアップ、ラウンド1、ラウンド2、表彰式……すべて同一のボードショーツ
II. 個人スポンサーのロゴを、ボードショーツにつけることは禁止。但し、ナイキ、アディダス、ビラボンダ等のメーカーロゴはこの限りではない。
III. タイトなライラック素材のものは不可。
- ② 履物
I. すべてのラウンド・表彰式で裸足
- ③ アクセサリー
I. 結婚指輪以外の宝石・アクセサリー等の着用禁止。
- ④ ヘアースタイル
I. 清潔できちんとスタイリングされていること。
- ⑤ ラウンド
I. ピックアップ……12名選出・クォーターターン(12名以内の場合は行わない)
II. ラウンド1(予選)……予選進出者Lウォーキング・クォーターターンで順位付
III. ラウンド2(決勝)……決勝進出者6名Lウォーキング・クォーターターンで順位付
※ 予選の審査点で決勝進出者6名を決定し、最終順位は決勝の審査点のみで決定する。
- (7) 健康美
① コスチューム
I. ピックアップ1……カラービキニ
II. ピックアップ2……ワンピース
III. 決勝ラウンド&表彰式……カラービキニ(ピックアップ1と同じもの)
臀部は1/2以上が布で覆われていて鼠蹊部のカットは直線であること。
IV. 首紐や胸中央のチェーンは不可
V. シースルー的なイメージの布地は不可
- ② 履物
I. ピックアップ1&2……自由なパンプス・サンダル(パンプスは黒革/エナメル・布は不可)
II. 決勝ラウンド……裸足
III. 表彰式……自由なパンプス・サンダル(パンプスは黒革/エナメル・布は不可)
ヒールの高さは127mm以下、靴底は10mm以下とする。(ミュールは不可)
- ③ アクセサリー
I. ピックアップ1……不可
ピックアップ2&決勝ラウンド&表彰式……自由
※ センスが良く危険性がないもの。
- ④ ヘアースタイル
I. 清潔できちんとスタイリングされていること。
- ⑤ ラウンド
I. ピックアップ1……クォーターターンで出場者全員から6名選出
II. ピックアップ2……クォーターターン、ボディビル規定3ポーズで出場者全員から6名選出
III. 決勝ラウンド……45秒以内のフリーパフォーマンス、クォーターターンで6名の順位付
5. (1) コスチュームやアクセサリの修正が必要な場合は、競技開始前までに修正を済ませなければならない
(2) コスチュームやアクセサリのチェックが難しい場合は、審査委員長もしくは大会実行委員長の判定を仰がなければならない。
(3) コスチュームやアクセサリまた、ポージングの規程違反が判明した場合は、ジャッジズミーティングを行ったうえ退場処分や順位の修正もあり得るものとする。

【ゼッケン】

- 第12条 選手はゼッケンをトランクス、またはビキニ(ポージングスーツ)の左側に付ける。
2. 本連盟主催大会のゼッケン番号は、男子選手・女子選手とも1番からの通し番号とする。

【オイル】

- 第13条 原則として身体にオイルを塗ることは禁止とする。但し、実行委員長の権限により、事前に審査委員会の承認を得ることによってIFBB規約(過度にオイルを塗ることは厳しく禁じられるが、ボディオイル・スキンケア用の保湿剤を適度に使用することは可能である)に準じることができる。

【カラー】

- 第14条 原則として身体にカラーを塗ることは禁止とする。
2. 地方・ブロック大会については主管連盟の実行委員長の権限により、事前に審査委員会の承認を得ることによって大会当日会場に於いてのみ、連盟承認のクリーム状カラーの使用を認める。

【装飾品】

- 第15条 男子選手は、履物・腕時計・指輪(結婚指輪は可)・腕輪・ペンダント・イヤリング・メガネ・髪飾り(リボン・紐を含む)等や外観上の美観を助けるものを身に付けてはならない。但し、髪を束ねるための髪と同色の細い紐や輪ゴム等は可能とする。

【女性の髪】

- 第16条 プレジャッジにおいて女性の髪は、肩や背筋上部にかかってはならない。

【禁止ポーズ】

- 第17条 ムーン・ポーズ(前屈して臀部及び後脚部をジャッジに向けるようなポーズ)や床に横になったり寝たりするポーズはIFBB規程により禁止とする。このポーズを行った選手は、失格とする。

【薬物検査】

- 第18条 審査委員会より委任された者によって指名された選手は、ドーピングテストを受けなければならない。ドーピングテストを拒否したり陽性が確定した選手は、その時点で失格とする。
2. 失格となった選手は授与された賞状・トロフィー・メダル等は、直ちに主催者に返却しなければならない。
 3. 資格停止処分中の選手は、ゲストポージャーや役員活動等、総ての活動を禁止する。
 4. ドーピングテストにより陽性となった者が、資格停止処分終了後、復帰を希望する場合はドーピングテストを受けて陰性にならなければ選手権大会に出場することはできない。但し、経費は全て本人負担とする。

【審査員】

- 第19条 選手権大会の審査員は7名で、本連盟主催大会は一級以上、ブロック大会(本連盟主催大会及び市町村を含む都道府県大会は除く)は二級以上、都道府県(市町村を含む)大会は三級以上の総て本連盟公認審査員で構成しなければならない。
2. 予選審査と決勝審査は必ず同一の審査員で行わなければならない。
 3. 審査員は審査中に、飲酒及び写真撮影、他の審査員と話したり、選手を励ましたり、批評してはならない。また、他の審査員の審査票を見たり、他の審査員に見せたりしてはならない。
 4. 審査員は審査開始後、全ての審査が終了するまでは、止むを得ない事情がないかぎり出場選手やその関係者と接触をしてはならない。
 5. 審査員は審査の内容について一切口外してはならない。
 6. 本連盟主催大会の審査員席は、大会当日に抽選で決定する。

【審査員の服装】

- 第20条 男性審査員は、胸ポケットにJBBFのエンブレムのついた紺のブレザー、JBBFのネクタイ、淡い青か白のワイシャツ、グレーのスラックス、黒の革靴を着用する。
2. 女性審査員は、胸ポケットにJBBFのエンブレムのついた紺のブレザー、JBBFのネクタイ、淡い青か白のブラウス、グレーのスカート又はスラックス、黒の靴を着用する。

【審査委員長】

- 第21条 審査委員長の業務は以下のとおりとする。
- (1) 審査委員長は、スムーズな審査の進行と審査員の監督・指導を行う。
 - (2) 審査委員長は、審査員に対して審査に影響を与える行為は行ってはならない。
 - (3) 審査委員長の席は、審査に影響を与えないよう審査員席から離れた場所とする。

- (4) 審査委員長は、比較票が類似している場合等は、大会のスムーズな進行のために比較用紙をまとめるよう競技運営委員に指示することができる。また、予選審査において一度も比較されない選手は、審査委員長の判断で比較させることができる。
- (5) 審査委員長は、全てのカテゴリーのピックアップ審査、予選審査、決勝審査のそれぞれの終了時に審査集計員のパソコンを確認し、審査ミスや集計ミスが無いかをチェックする。

【審査集計員】

第22条 「集計表シート」に総ての入力を完了後、審査委員長が「集計表シート」に間違いが無いことを確認し、審査委員長の承認をもって順位の確定とする。審査委員長の承認なく審査集計委員のみの判断では順位は確定しない。

2. 審査集計員は、本規程第22条【審査種目・順位付数・入賞数・表彰人数】に基づき集計処理・賞状印刷を行う。審査集計員は、審査委員長の指示がない限り、規程に基づかない処理を行ってはならない。

【審査種目・順位付数・入賞数・表彰人数】

第23条 各選手権大会の審査種目、順位付数、表彰人数は、原則として以下のとおりとする。但し、出場選手が指定人数に満たない場合は出場選手数とする。

- (1) 日本男子ボディビル選手権大会／日本女子フィジーク選手権大会
 - ① 一次ピックアップ(男子ボディビル)・・・前年度12位以内入賞選手を除く全選手から12名を選出。
ピックアップ(女子フィジーク)……………12名選出
 - ② 二次ピックアップ(男子ボディビル)・・・一次ピックアップで選出された12名に一次ピックアップを免除された昨年度の入賞者を合わせた全選手から12名を選出。
 - ③ 予選審査…………… 12名順位付
 - ④ 決勝審査…………… 12名順位付
 - ⑤ 表 彰……………1位～12位表彰/
ベストアーティスティック賞男・女1名/モストマスキュラー賞男子1名
- (2) ジャパンオープン選手権大会
 - 男子ボディビル
 - ① 一次ピックアップ……………20名選出
 - ② 二次ピックアップ……………12名選出
 - ③ 予選審査…………… 12名順位付
 - ④ 決勝審査…………… 12名順位付
 - ⑤ 表 彰……………1位～12名表彰
 - 女子フィジーク
 - ① ピックアップ……………12名選出
 - ② 予選審査…………… 12名順位付
 - ③ 決勝審査…………… 12名順位付
 - ④ 表 彰……………1位～12位
 - ミックスドペア
 - ① ピックアップ……………6組選出(6組以上出場の場合のみ)
 - ② 予選審査……………6組順位付
 - ③ 決勝審査……………6組順位付
 - ④ 表 彰……………1位～3位
 - ミスフィットネス/ミスボディフィットネス
 - ① ピックアップ……………12名選出(12名以上出場の場合のみ)
 - ② ラウンド1(予選)…………… 12名順位付(ミスフィットネスのラウンド1はパフォーマンスラウンド)
 - ③ ラウンド2(決勝)…………… 12名順位付
 - ④ 表 彰……………1位～12位
- (3) 男子日本クラス別ボディビル選手権大会
 - ① ピックアップ……………12名選出(1クラス12名以上出場の場合)
 - ② 予選審査…………… 12名順位付(上位6名を決定)
 - ③ 決勝審査(規定ポーズ)…………… 6名順位付
 - ④ 決勝審査(フリーポーズ)…………… 6名順位付
 - ⑤ 表 彰……………各クラス1位～6位
- 女子日本クラス別フィジーク選手権大会
 - ① ピックアップ……………12名選出(1クラス12名以上出場の場合)
 - ② 予選審査…………… 12名順位付(上位6名を決定)
 - ③ 決勝審査…………… 6名順位付
 - ④ 表 彰……………各クラス1位～6位

- (4) 日本マスターズ選手権大会
男子ボディビル／女子フィジーク
 - ① ピックアップ……………12名の選出(1クラス12名以上の場合)
 - ② 予選審査…………… 予選出場者の順位付(7位～12位を決定し、開会式終了時に賞状を授与)
 - ③ 決勝審査……………6名順位付
 - ④ 表 彰……………各クラス1位～6位／50才以上級オーバーオール優勝1名
- (5) 日本クラシックボディビル選手権大会
 - ① ピックアップ……………12名選出(1クラス12名以上出場の場合)
 - ② 予選審査…………… 予選出場者の順位付(上位6名を決定)
 - ③ 決勝審査……………6名順位付
 - ④ 表 彰……………各クラス1位～6位／総合優勝1名／ベストアーティスティック賞1名
- (6) 日本ジュニアボディビル選手権大会／全国高校生ボディビル選手権大会
日本女子チャレンジカップフィジーク選手権大会
 - ① ピックアップ……………12名選出
 - ② 予選審査…………… 12名順位付
 - ③ 決勝審査…………… 12名順位付
 - ④ 表 彰……………1位～12位
- (7) オールジャパン・ミス／メンズフィットネス選手権大会(ブロック・地方選手権を含む:オーバーオール)
 - ① ピックアップ……………12名選出(1クラス12名以上出場の場合)
 - ② ラウンド1(予選)……予選出場者全員パフォーマンスで順位付
 - ③ ラウンド2(決勝)……予選出場者全員クォーターターンで順位付
 - ④ 表 彰…………… 1位～6位
- (8) オールジャパン・ミスボディフィットネス選手権大会(ブロック・地方選手権を含む)
 - ① ピックアップ……………12名選出(12名以上出場の場合のみ行う)
 - ② ラウンドⅠ(予選)……予選出場者順位付
 - ③ ラウンドⅡ(決勝)……決勝進出6名順位付
 - ④ 表 彰…………… 各クラス1位～6位／オーバーオール優勝1名
- (9) ミス21健康美大会
 - ① ピックアップⅠ…………… 6名選出(各クラス全選手から)
 - ② ピックアップⅡ…………… 6名選出(各クラス全選手から)
 - ③ 決勝審査……………決勝進出6名順位付(各クラス)
 - ④ 表彰…………… 各クラス1位～6位／オーバーオール優勝1名
- (10) オールジャパン・メンズフィジーク選手権大会/オールジャパン・フィットネスビキニ選手権大会
 - ① ピックアップ…………… 12名選出(12名以上出場の場合のみ)
 - ② ラウンドⅠ(予選)……予選出場者順位付
 - ③ ラウンドⅡ(決勝)……決勝進出6名順位付
 - ④ 表彰…………… 各クラス1位～6位／オーバーオール優勝1名

【ピックアップ審査方法】

第24条 男子ボディビル・女子フィジークで参加選手が多数の場合ピックアップ審査を行う。審査方法は、次のとおりとする。

- (1) すべての選手を番号順にステージに並列させる。
 - (2) いくつかのグループに分けて次の4ポーズを行う。
 - ① ダブル バイセップス フロント
 - ② サイド チェスト
 - ③ バック ダブル バイセップス
 - ④ アブドミナル&サイ(女子フィジークとミックスドペアはサイドトライセプス)
 - (3) 審査員は、優秀と判断した選手をピックアップして、審査票にゼッケンNo.を記入する。
 - (4) ピックアップ審査の減点は、ピックアップ数により減点が異なる。
2. ピックアップ審査は予選審査進出選手を選出するための審査なので、ボーダーラインの選手のみを比較し、予選審査に進出する可能性の高い選手は比較してはならない。比較は原則として一審査員1回～2回とする。
3. 比較は、一部の審査員に偏ることの無いように出来るだけ全審査員が行わなければならない。他の審査員の比較が少ない場合でも、一審査員が必要以上に比較を繰り返すことは避けなければならない。

【予選審査方法】

第25条 男子ボディビル・女子フィジーク選手権大会の予選審査の方法は次のとおりとする。

- (1) ピックアップされた選手を全員ステージに並列させる。
- (2) 全員でリラックス・ポーズ(フロント・左サイド・バック・右サイド)を行う。
- (3) 数名または全員で次の規定7ポーズを行う。
 - ① ダブル バイセップス フロント

- ② ラット スプレッド フロント(女子フィジークとミックスドペアは除く)
 - ③ サイド チェスト
 - ④ バック ダブル バイセップス
 - ⑤ ラット スプレッド バック(女子フィジークとミックスドペアは除く)
 - ⑥ トライセップス
 - ⑦ アブドミナル&サイ(女子フィジークとミックスドペアは除く)
- (4) 審査員は、原則として5名以内の選手を比較することができる。
 - (5) 予選審査は、リラックス・ポーズと規定ポーズを合計して採点する。
 - (6) 審査員は、順位の入った審査票にゼッケンNo.を記入する。
2. 審査員が申請した比較用紙に記入された選手番号の順序どおりに選手を並べて、原則として指名した審査員の正面で実施する。
 3. 比較は一部の審査員に偏ることの無いようにし、原則として全審査員が一回以上行わなければならない。但し、選手数が少なく何度も比較する必要が無い場合はこの限りでない。

【決勝審査方法】

第26条 男子ボディビル・女子フィジーク・ミックスドペア選手権大会の決勝審査の方法は次のとおりとする。
1分以内のフリーポーズ(女子フィジークは30秒以内、ミックスドペアは90秒以内)で行い、規定ポーズによる比較は行わない。(日本クラス別選手権は除く) 審査員は、順位の入った審査票にゼッケンNo.を記入する。

【抗議】

第27条 審査委員会以外のいかなる立場の者も、審査員の判定に抗議したり再審査を要求することはできない。

【退場】

第28条 審査委員会または審査員の3分の2以上の同意を得れば、スポーツマン・シップに反した選手またはマナーの悪い観客に退場を命じることができる。

【順位決定方法】

第29条 順位決定方法は、審査員が7名の場合は、最高順位と最低順位を除き残りの5つの順位を合計する。審査員が9名の場合は、2つの最高順位と2つの最低順位を除き残りの5つの順位を合計する。

2. 大会開催中に審査員が止むを得ざる事情により退席した場合は、特例処置として退席したカテゴリーのみ残りの審査員の最高順位と最低順位を除き残りの順位を合計する。
3. 特例処置を行った場合は、大会終了後一週間以内に大会実行委員長及び当該審査員は報告書を本連盟審査委員会に提出し承認を得なければならない。

【同点の順位決定方法】

第30条 順位決定にあたり同点が出た場合は、下記の順序に従って決定する。

- (1) 予選審査(決勝審査も準じる)
 - ① 同点対象の選手に各審査員が付けた順位を、上位点の選手を1位、下位点の選手を2位に置き換えて上下カットをしないで集計し、順位を決定する。
同点が3人の場合(4人以上もこれに準じる)は、順位を1位～3位に置き換えて集計し、順位を決定する。
 - ② 上記の方法においても同点の場合は、審査員の入れた順位を上下カットせずに集計し順位を決定する。
 - ③ 上記の方法においても同点の場合は、最上位の多い選手を上位とする。
 - ④ 上記の方法においても同点がある場合は、順位が確定した選手を除いて、残りの選手を①の方法で順位を決定する。
 - ⑤ 以上の方法によっても同点の場合は再審査を行う。
- (2) ミス/メンズフィットネス選手権大会の順位確定
ラウンド1とラウンド2の合計で順位を決定するが、同点の場合は、ラウンド1の上位の選手を上位とする。
- (3) 最終順位の確定
予選審査と決勝審査の合計点が同点の場合は、決勝審査で上位の選手を最終順位の上位とする。
国際選手権標準拋方式(日本クラス別選手権)は、決勝審査の規定ポーズとフリーポーズの合計で順位を決定するが、同点の場合は、フリーポーズの上位の選手を最終順位の上位とする。

※ 国際選手権標準拋方式(日本クラス別、オールジャパン・ミスボディフィットネス・メンズフィジーク・フィットネスビキニ選手権大会)の最終順位は、決勝の審査点のみで決定する。

【ドーピングテスト陽性者】

第31条 ドーピングテストで陽性者が出た場合の順位の確定について

- (1) 繰り上げ表彰の対象は1位～3位とし、4位以下の選手に陽性者が出た場合には繰り上げ表彰の対象とはせず空位とする。
- (2) 繰り上げ表彰の対象となる選手は、原則として同大会においてドーピング検査を受けた選手で、陽性者の次の順位の選手とする。陽性者の次の順位の選手がドーピング検査を受けていない場合は空位とする。

【複数大会に同時出場の順位】

第32条 合併開催、同時開催など異なる選手権大会において、同時出場選手の順位が逆転する事態が生じた場合、順位の変動等はしてはならない。各選手権大会での審査結果のみを確定順位とする。

【タイトル】

第33条 男子日本ボディビル選手権及び女子日本フィジーク選手権の部の優勝者には、その年度のミスター日本及びミズ日本のタイトルを与える。

2. 本連盟加盟組織の主催する選手権大会の男子及び女子の部の優勝者には、その年度のミスター及びミズのタイトルを与える。

【スポンサー紹介の謝礼】

第34条 本連盟主催選手権大会のスポンサーを紹介した者には、その20%を限度として紹介料を支払うことができる。

【費用負担】

第35条 本連盟主催選手権大会の主管者負担は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 審査員及びアンチドーピング委員の交通費及び宿泊費は主管者負担とする。
- (2) 大会役員の宿泊費は主管者負担とする。
- (3) 但し、本連盟執行部(会長・副会長・専務理事・常務理事)の交通費は、本連盟負担とする。

【ゲストポージャー】

第36条 国内の選手にゲストポージャーを依頼する場合は、本連盟の登録選手であり、最近のドーピング検査において陰性で、所属連盟の許可を得た選手でなければならない。

2. 国外の選手にゲストポージャーを依頼する場合は、IFBB加盟組織の所属選手で、本連盟を窓口として依頼しなければならない。

【競技会】

第37条 選手権大会は総て競技会として運営し、賞品等はあまり高額にならないよう主催者は留意する。

【審査結果】

第38条 大会実行委員長は、選手権大会終了後1カ月以内に、審査結果内訳一覧表と大会プログラムを本連盟審査委員会に提出しなければならない。

2. 審査結果内訳一覧表は、原則として総て一般に公表する。

【公認競技運営員】

第39条 本連盟主催大会の競技運営は、公認競技運営員が担当しなければならない。また、本連盟公認大会の競技運営も公認競技運営員が担当することが望ましい。

2. 公認競技運営員資格の取得希望者は、所属連盟の承認を得て本連盟競技運営委員会(以下「競技運営委員会」という)に申し込む。但し、所属連盟が無い者で競技運営委員会が認めた場合は、競技運営委員会に直接申し込むことができる。

公認競技運営員の受講資格は、原則として以下の条件を全て満たした者とする。

- (1) 競技運営業務の経験を有する者。
- (2) 競技運営業務(事前打合せを含む)にあたり、e-mailを使用して競技運営委員会等との意思疎通をスムーズに行える者。
3. 申込者の中から競技運営委員会が受講者を決定する。講習は本連盟主催大会で行い、受講者は実行委員補助を兼ね入場料の負担は不要とする。講習を実施する大会は競技運営委員会が定める。
4. 講習の講師は、競技運営委員会委員及び競技運営委員がその任にあたる。
5. 競技運営委員会で講習の結果を詳細に検証し、競技運営の技量及び技術を十分に修得したと認められた者は、公認競技運営員として認定する。競技運営委員会委員は、公認競技運営員の有資格者より選考する。

【規程の遵守】

- 第40条 選手権大会は本規程を遵守して運営されなければならない。
2. 本規程が遵守されていない場合は、審査委員会において審議し公式大会として認定するか否かを決定する。

【附 則】

- 第41条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。
- 本規程は、平成7年3月5日改定
- 本規程は、平成8年6月2日改定
- 本規程は、平成12年3月5日改定
- 本規程は、平成12年6月11日改定
- 本規程は、平成15年3月9日改定
- 本規程は、平成16年3月6日改定
- 本規程は、平成16年10月9日改定
- 本規程は、平成17年10月1日改定
- 本規程は、平成19年3月11日改定
- 本規程は、平成20年6月15日改定
- 本規程は、平成21年3月1日改定
- 本規程は、平成21年6月7日改定
- 本規程は、平成21年10月11日改定
- 本規程は、平成22年3月14日改定
- 本規程は、平成22年6月6日改定
- 本規程は、平成22年10月2日改定
- 本規程は、平成23年3月26日改定
- 本規程は、平成23年10月9日改定
- 本規程は、平成24年3月18日改定
- 本規程は、平成25年10月13日改定
- 本規程は、平成26年3月2日改定
- 本規程は、平成27年10月4日改定
- 本規程は、平成28年3月13日改定
- 本規程は、平成29年3月12日改定

【目的】

第1条 前条の目的達成のため本連盟定款に基づくアンチドーピング委員会を設け、ドーピングテストを実施し、公益財団法人日本アンチドーピング機構(以下「JADA」という)が行なう事業への協力とアンチドーピング活動を推し進める。

【世界アンチドーピング規程】

第2条 本規程は、原則として世界アンチドーピング規程に準ずる。

【アンチドーピング委員会】

第3条 前条の目的達成のため本連盟定款に基づくアンチドーピング委員会を設け、ドーピングテストを実施し、JADAが行なう事業への協力とアンチドーピング活動を推し進める。

【アンチドーピング委員】

第4条 アンチドーピング委員は、ドーピングテストに精通した本連盟理事及び正会員並びに学識経験者をもって構成する。

【ドーピングテストの実施】

第5条 アンチドーピング委員会は本連盟執行部会の承認のもと、全ての選手権大会、登録選手及び公認指導員並びに加盟クラブの経営者・コーチに対して、ドーピングテストを随時実施することができる。選手権大会主催者及び指名された者は、これを拒否することはできない。尚、拒否した場合は、その時点で所定の罰則処分を科する。

2. 主要大会でのドーピングテスト実施は本連盟と協議の上、年度初めに年間予定の形で実施を決定する。
3. ドーピングテストの実施はJADA公認のドーピングコントロール委員(以下「DCO」という)が行なう。
4. ドーピングテスト実施に必要な書類及び器具等はJADAが用意する。
5. ドーピングテスト実施に必要なドーピングステーション・飲み物等は大会主催者によって用意する。
6. ドーピングテスト実施の経費(テスト検査費用・検査員の交通費、宿泊費、謝金等)清算はJADAが行い、JADAの請求に基づき本連盟がJADAに支払う。検査実施連盟(地方連盟等)は検査経費の一部30,000円を本連盟に支払う。
7. 本連盟は日本を代表する、または代表の可能性のある選手をJADAに報告し、JADAは対象選手へ居所情報の提出を請求できる。選手はJADAからの要請を速やかに受けなければならない。
8. 本連盟登録選手は、JADA及び本連盟が行なう「抜き打ち検査」が行われた場合、これを拒否することはできない。
9. 本連盟登録選手は、治療目的の為に一定の条件の下に薬物を使用することができる。必要書類(TUE申請書)を提出することによりドーピングテスト結果に考慮する。

【ドーピングテスト実施結果の報告】

第6条 ドーピングテスト結果の報告が、検査機関よりアンチドーピング委員会に入った場合、この委員会はアンチドーピング委員及び本連盟事務局に文書をもって報告する。

2. ドーピングテスト結果の報告を受けた本連盟事務局は直ちにドーピングテストを受けた選手及び所属するクラブオーナー及び所属連盟へ文書をもって報告する。
3. 陽性判定が出た場合、JADAにより選手個人及び本連盟に検査結果報告があり、その後聴聞会が開催される。その結果内容に対して期限内に異議申し立てが無い場合、20日以内にJADAは処分内容を公表する。
4. JADAより本連盟へ処分決定報告が通知された後、本連盟は選手・クラブオーナー・所属連盟へ処分及び罰則を通知する。

【個人情報の保護】

第7条 アンチドーピング委員は、検査における個人情報について守秘義務の責任を有する。

【アンチドーピング委員会の招集】

第8条 競技会ドーピングテスト被験者は、審査委員会、DCO、本連盟検査担当者によって大会当日指名する。競技会外ドーピングテストについてはJADA及び本連盟より指名する。

【ドーピングテスト被験者の指名】

第9条 競技会ドーピングテスト被験者は、審査委員会、DCO、本連盟検査担当者によって大会当日指名する。
競技会外ドーピングテストについてはJADA及び本連盟より指名する。

【ドーピングテスト実施マニュアル】

第10条 ドーピングテスト実施における具体的進め方等については、別途「ドーピングテスト実施マニュアル」によって定める。

【ドーピングテスト陽性者の処分】

第11条 ドーピングテストにより陽性となった者は、JADAの裁定により一定期間の資格停止と、本連盟によるドーピング防止規程の第7条の制裁処置を受けることとなる。

【附 則】

第12条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。

本規程は、平成6年3月6日改定

本規程は、平成7年3月5日改定

本規程は、平成11年3月7日改定

本規程は、平成12年3月5日改定

本規程は、平成12年6月11日改定

本規程は、平成15年3月9日改定

本規程は、平成19年10月7日改定

本規程は、平成21年3月1日改定

本規程は、平成25年10月13日改定

【世界アンチ・ドーピング規程】

- 第1条 (公社)日本ボディビル・フィットネス連盟(以下、「本連盟」という。)は、(公財)日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」という。)がドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程(以下、「世界規程」という。)及び国際基準(以下、「国際基準」という。)並びに日本アンチ・ドーピング規程(以下、「日本規程」という。)に基づくすべての義務を履行する責任を担っている。
2. 世界規程に基づき、本連盟は、以下の役割及び責任等を担うものとする。
 - (1) 本連盟のアンチ・ドーピング規範及び規則が世界規程を遵守することを確保し、世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。
 - (2) JADAの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
 - (3) 本連盟に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADA及び国際競技連盟に報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力することを、要求すること。
 - (4) JADAに協力すること。
 - (5) 加盟団体に対し、加盟団体又はその下部組織により承認され又は組織される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。
 - (6) アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (7) 世界規程及び日本規程に違反した加盟団体又はその下部組織に対し、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - (8) サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング捜査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。
 - (9) アンチ・ドーピング教育を推進すること(加盟団体に対しJADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めるを含む。)
 - (10) 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
 - (11) 正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

【アンチ・ドーピング規程の適用】

- 第2条 本規程は以下に対して適用される。
- (1) 本連盟
 - (2) 競技者
 - (3) サポートスタッフ
 - (4) 本連盟の権限下にあるその他の人
 - (5) 加盟団体(その下部組織を含む。)
 2. アンチ・ドーピング規則違反又は本規程のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

【義務】

- 第3条 競技者は、以下の義務を負うものとする。
- (1) 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、世界規程、国際基準、日本規程(第24.1項を含む。)、本規程並びにアンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の政策及び規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 検体採取にいつでも応じること。
 - (3) アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - (4) 医療従事者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
 - (5) JADA及び競技者が所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技者に対する決定を開示すること。
 - (6) アンチ・ドーピング規則違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
 2. 国内競技連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、世界規程に従い実施された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出すること。

3. 国内競技連盟に加入していない競技者で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者は、国内競技連盟に加入しなければならず、競技者が所属する国内競技連盟の国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前に、検査を受けるものとする。
4. サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。
 - (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち世界規程、国際基準、日本規程(第24.2項を含む。)、本規程並びに国内アンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の規範及び規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
 - (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
 - (4) JADA及びサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。
 - (5) アンチ・ドーピング規程違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
 - (6) 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと。
5. 国内競技連盟は、以下の義務を負うものとする。
 - (1) 世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。
 - (2) JADAが世界規程及び日本規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
 - (3) アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報も JADAに報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力すること。
 - (4) 世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
 - (5) その国際競技連盟が日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
 - (6) 全ての競技者、及び国内競技連盟又はその加盟機関の1つによって承認され又は運営される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、世界規程に適合するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
 - (7) 国内競技連盟の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防止すること。
 - (8) 加盟条件として、国内競技連盟のメンバー又は国内競技連盟により承認されたクラブの政策、規則及びプログラムが世界規程に準拠することを義務付けること。
 - (9) 世界規程及び日本規程の違反を防止するために適切な措置を講じること。
 - (10) 聴聞を要求することなく、国際競技連盟、JADA又はその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が世界規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
 - (11) 通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された場合には、検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出するよう義務付けること。
 - (12) 正式加入していない人で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている人に対し、国内競技連盟に加入すること、及び、国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前には検査を受けることを、要求すること。
 - (13) JADA以外のアンチ・ドーピング機関により、本連盟の競技者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、JADAに速やかに通知すること。
 - (14) JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。

【相互承認】

第4条 本連盟は、世界規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。

2. 本連盟は、世界規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が世界規程に適合している場合には、これを承認する。

【本規程違反】

第5条 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

2. 競技者、サポートスタッフ、その他の人又は加盟団体が本規程に基づく本連盟に対する義務に違反することは、本規程に違反する。

【本連盟が課す制裁措置】

- 第6条 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に従いなされる本連盟理事会の決定により、世界規程及び日本規程違反の重さに従って、日本代表選手団又はその選考の資格、本連盟からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、本連盟で役職に就く資格を失う。
2. 制裁措置の期間は、世界規程及び日本規程の第10条及び第11条に従って決定される。
 3. 本連盟は、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。
 4. 本連盟は、日本アンチ・ドーピング規律パネル決定における制裁措置の期間以外に以下の罰則規定を、競技者・競技者支援要員(所属クラブまたは保証人・所属地方連盟)に設ける。
 - (1) 1回目の陽性が確定し2年以上の資格停止処分となった場合、競技者に対して罰則金400,000円、所属クラブ又は保証人に対し始末書提出と罰則金50,000円、所属地方連盟に対して始末書提出と10,000円の罰則金を科する。
 - (2) 同一競技者が2回目の陽性が確定した場合、競技者に対して罰則金800,000円、所属クラブ又は保証人に対して始末書提出と罰則金100,000円、所属地方連盟に対して始末書提出と20,000円の罰則金を科する。
 - (3) 同一競技者が資格停止期間中に陽性が確定した場合、競技者に対して罰則金800,000円を科す
 - (4) 2年未満の資格停止処分となった場合の罰則金は、本連盟理事会において決定する。
 5. 本連盟は、競技者が国際大会に出場し、陽性が確定し制裁措置の期間以外に以下の罰則規定を競技者・競技者支援要員(所属クラブ又は保証人・所属地方連盟)に設ける。但し、6.4.1および6.4.2は適用江されない。
 - (1) 選手に対して \$ 1,000の罰則金を科する。
 - (2) 競技者支援要員(所属クラブ又は保証人・所属地方連盟)は、始末書提出と \$ 1,000の罰則金を科する。
 - (3) 本連盟は国際連盟に対し、罰則として \$ 2,000の罰則金支払いの義務を負う。

【規律手続】

- 第7条 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、世界規程及び日本規程に従って判断され、世界規程及び日本規程の条項に従って認定され、世界規程及び日本規程の条項に従って不服申立がなされるものとする。
2. 世界規程第8条及び日本規程第8条に従って規律手続は遂行されるものとする。

【通知】

- 第8条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。
- (1) 関係する国際競技連盟
 - (2) 世界規程第14.1項及び日本規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
 - (3) 関係する加盟団体
 - (4) 本連盟が通知を必要と考えるその他の人又は組織

【不服申立て】

- 第9条 不服申立てについては、日本規程第13条の規程に従うものとする。

【アンチ・ドーピング規則違反の審査】

- 第10条 アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、本連盟はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第8条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

【解釈】

- 第11条 本規程において使用された語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従い解釈されるものとする。世界規程及び日本規程並びに国際基準は、本規程の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が自動的に適用され、本規程に優先するものとする。

【資格停止期間中の登録費】

- 第12条 資格の停止を受けている期間は、この登録費を本連盟は請求しない。

【附 則】

第13条

本規程は、平成20年6月15日より施行する。

本規程は、平成25年10月13日改定

本規程は、平成26年6月15日改定

本規程は、平成28年3月13日改定

本規程は、平成29年3月12日改定

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)のアマチュア選手について規定するものである。

【IFBB憲章】

第2条 本規程は、原則としてIFBB憲章に準じる。

【アマチュア選手】

第3条 アマチュア選手とは、ボディビル選手権大会で競技することにより、これまで金銭を受け取ったことのない者をいう。

【プロ選手】

第4条 プロ選手とは、本連盟よりプロ認定され、ボディビル選手権大会で競技することにより金銭の支払いを受けたり、賞金のためにボディビル選手権大会で競技する者をいう。

【禁止事項】

第5条 アマチュア選手は、次のことを行ってはならない。

- (1) 自分自身の名前・写真あるいはボディビルの実績を、宣伝のために使用すること。但し、スポンサーとの契約が本連盟より文書によって承認され、その総ての金銭が本連盟に支払われ選手個人に支払われない場合はこの限りでない。
- (2) ボディビル選手権大会に自分の宣伝物を持ち込むこと。

【許可事項】

第6条 アマチュア選手は、次のことを行うことができる。

- (1) プロ選手として競技した経験がないことを条件に、体育教育・スポーツ教師・クラブオーナーあるいは教育機関・クラブ・スタジオ・体育館・ヘルスセンター等で指導者または従業員となること。
- (2) ボディビル選手権大会の準備及び開催期間中に以下のことを受けること。
 - ① 本連盟または本連盟加盟組織をとおして支払われる、食事・宿泊交通費・保険等の費用。
 - ② 本連盟より認められた補償金。但し、これは選手権大会やエキジビションに選手やゲストとして参加するため仕事を休み、その結果生じる財政的損失を補充するためである。したがって、補償金はその選手が同じ期間中に稼ぐ額の限度を超えて支払われてはならない。

【賞金】

第7条 アマチュア選手が、プロ選手に対抗して賞金が出るボディビル選手権大会に出場する場合は、事前に本連盟に届け出て承認を得るとともに、賞金は総て本連盟が受け取り選手本人には経費のみを支払い、残金は本連盟がボディビルの振興のために使用することとする。

【附則】

第8条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)のプロ選手(以下「プロ選手」という)認定及びIFBBプロ選手(以下「IFBBプロ選手」という)の推薦について規定するものである。

【プロ選手の認定】

第2条 プロ選手を認定し、プロ選手が商業活動を通して、ボディビル界と本連盟の発展を図る。

【認定条件】

第3条 次の各号の全てを満たす者をプロ選手として理事会の審議を経て認定する。

- (1) 本連盟の所属選手として5年以上の実績がある者
 - (2) 以下の選手権大会で、いずれかの成績を獲得している者
 - ① 本連盟主催選手権大会の優勝者
 - ② アジア選手権大会の3位以上の入賞者
 - ③ 世界選手権大会の決勝進出者
 - (3) ドーピング失格等重大なルール違反がない者
 - (4) ボディビルの正しい発展と本連盟に積極的な協力する意思を有すること。
 - (5) 本連盟規程に基いたドーピングテストその他の義務を守ること。
2. 次の条件を満たす企業をスポンサー企業として認定する。
- (1) 企業及び商品が本連盟の方針に違反せず、社会的信頼性が認められること。
 - (2) 本連盟の事業及び活動に積極的に協力すること。
 - (3) プロ選手を商業活動に利用する場合は本連盟の承認を得ること。
 - (4) 本連盟との契約に基いたスポンサー企業は認定料を納入すること。

【申請手続】

第4条 所定の申請書に必要事項を記入し、認定審査料を添えて本連盟事務局に提出する。

【認定審査】

第5条 認定の手順は以下の通りとする。

- (1) プロ部門委員会で資格を審査し、パスした者を理事会で審議する。
- (2) 理事会の審議でパスした者を会長がプロ選手として認定する。

【ライセンス交付】

第6条 プロ選手に認定された者にライセンスを交付する。

- (1) プロ選手は、プロ選手年間登録料を本連盟に納入する。
- (2) スポンサーと認定された企業は、本連盟に所定の認定料を納入する。
- (3) 本連盟は全ての手続きの完了後にプロ選手ライセンスを交付する。

【活動範囲】

第7条 プロ選手の選手活動のガイドラインは、以下の通りである。

- (1) 本連盟主催のプロ選手権大会には出場出来るが、IFBBプロ選手権大会の出場資格は無い。
 - (2) 本連盟主催の日本選手権大会、日本クラス別選手権大会(以下、「二大大会」という)には選手として出場資格を有する。
 - (3) 二大大会を除く本連盟主催選手権大会及び下部組織の選手権大会には出場資格はない。
 - (4) 二大大会以外の選手権大会にはゲストとして、出場資格を有する。
 - (5) アジア選手権大会または世界選手権大会に選考された場合は出場資格を有する。
 - (6) 本連盟所属ジムでの指導及びセミナーの開催。
2. プロ選手の商業活動のガイドラインは以下のとおりである。
- (1) 本連盟がスポンサー企業として認定した企業と契約している限りは、そのスポンサー企業の商業活動に参加できる。
 - (2) 契約スポンサー以外の企業の商業活動に参加する場合は、その選手及び企業は、本連盟の新たな認可を必要とする。
 - (3) 本連盟が斡旋したメディア等企業の場合はその限りではない。
 - (4) その他、本連盟が認める商業活動。

【認定期間及び更新】

第8条 プロ選手の認定期間は1年間とし、所定のプロ選手年間登録料とスポンサー企業の肖像権使用認定料を期間満了日迄に納入すれば自動的に1年間更新され以後も同様とする。

【認定の取消】

第9条 本連盟理事会は、プロ選手及びスポンサー企業が以下のいずれかに該当する場合は認定を取り消すことが出来る。

- (1) プロ選手及びスポンサー企業が著しくボディビル競技の評価を汚したとき。
- (2) プロ選手及びスポンサー企業が認定条件に適合せず、不相当と本連盟が判断したとき。
- (3) 認定料を納入しなかったとき。

【年間登録費】

第10条 プロ選手は、年間登録費を本連盟に納入する。

【マネージメント料】

第11条 プロ選手が、プロ活動をする場合は本連盟を窓口とし、原則として30%のマネージメント料が徴収される。但し、スポンサー契約をした場合はこの限りではない。

【資格の停止及び剥奪】

第12条 プロ選手が、本規程を遵守しない場合は、資格停止処分またはプロ選手資格を剥奪する。

【IFBBプロ選手の推薦条件】

第13条 プロ選手で、以下のいずれかの条件を満たした場合は、会長の承認を得てIFBBプロ選手の推薦を受けることができる。

- (1) 本連盟主催選手権大会の優勝者
- (2) アジア選手権大会の優勝者
- (3) 世界選手権大会の決勝進出者

【IFBBプロ選手権】

第14条 IFBBプロ選手権に出場する選手は、本連盟のIFBBプロ選手の推薦を受けた者で、IFBBよりプロとして認定された者でなければならない。

【アマチュア選手への復帰】

第15条 プロ選手が、スポンサー契約を解除した場合は、本連盟理事会の承認を得ることによりアマチュア選手に復帰することが出来る。但し、IFBBよりIFBBプロ選手に認定された者はアマチュア選手に復帰することは出来ない。

【附 則】

第16条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。(プロ規程)
本規程は、平成15年8月12日より施行する。(プロ選手認定規程)
本規程は、平成23年6月5日改定(プロ規程とプロ選手認定規程を統合し改定)

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟（以下「本連盟」という）の役員を、国際選手権大会・国際会議及び国際交流等で海外に派遣することについて規定するものである。

【公式役員】

第2条 国際選手権へ派遣する選手団の公式役員は、原則として監督（チームマネージャー）及びコーチの2名とし、旅費は全額本連盟負担とする。

【準公式役員】

第3条 国際選手権へ派遣する選手団の海外事情視察員は、原則として準公式役員とし、旅費は半額本連盟負担とする。

【役員の決定】

第4条 公式役員及び準公式役員は国際委員会で案を作成し、執行部会で審議し決定する。

【会長の経費】

第5条 会長が上部団体（IFBB・AFBF等）の国際会議または選手権大会に出席する場合の経費は、全額連盟負担とする。

【上部団体役員の旅費】

第6条 上部団体（IFBB・AFBF等）の役員に任にある者が、国際会議または選手権大会に出席する場合の旅費は、全額連盟負担とする。但し、会長はビジネスクラスとする。又、会長が指名した者はビジネスクラスとすることができる。

【通訳の経費】

第7条 国際会議に出席する会長の通訳の経費は、全額連盟負担とする。

【レポートの提出】

第8条 選手権大会に参加した公式役員及び準公式役員は、帰国後1カ月以内に職務に関するレポートを会長に提出する。

【会長の報告】

第9条 会長は、理事会および総会において、国際会議の内容について報告する。

【監督の業務】

第10条 監督の業務は次のとおりとする。

- (1) 監督は、選手団を代表する。
- (2) 監督は、監督会議に出席し決定事項をコーチおよび選手に通達する。
- (3) 監督は、大会スケジュールをコーチおよび選手に通達する。
- (4) 監督は、選手が十分なコンディションで大会に出場できるよう配慮する。
- (5) 監督は、選手を日本選手団として恥ずかしくない規律とマナーある行動をとるよう指導し統括する。
- (6) 監督は、他国の選手団と積極的に交流し、日本のボディビルのレベルアップ及び国際親善に努力する。
- (7) 監督は、コーチが不在の場合はコーチの業務を兼任する。

【コーチの業務】

第11条 コーチの業務は次のとおりとする。

- (1) コーチは、ウエイン（計量）に立ち会う。
- (2) コーチは、チームポージングを指導・助言する。
- (3) コーチは、選手の出場時を指示して選手を待機させる。
- (4) コーチは、選手のコンディショニング作りに指導・助言する。
- (5) コーチは、監督を補佐し選手団の規律とマナーある行動を指導する。

【附則】

第12条 本規程は、本連盟設立の日より施行する。
本規程は、平成18年6月3日改定。
本規程は、平成22年3月14日改定

【目的】

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の所属選手を、国際選手権大会及び国際交流等で海外に派遣することについて規定するものである。

【派遣の選考対象選手】

第2条 国際選手権大会への派遣の選考対象となる選手は、原則として次のとおりとする。当年度大会未実施の場合は前年度の大会実績を参考にして決定とする。

- (1) 男子世界選手権／女子世界選手権／ワールド・ゲームズ
日本クラス別選手権の各クラスの2位以内又は、日本ボディビル選手権の6位以内の選手
 - (2) 世界ジュニア選手権／世界マスターズ選手権
日本ジュニア・マスターズ選手権の各クラス2位以内の選手
 - (3) 世界クラシック選手権／アジアクラシック選手権
日本クラシック選手権の2位以内の選手
 - (4) 世界ミスフィットネス選手権／世界ミスボディフィットネス選手権
オールジャパンミス・フィットネス選手権の2位以内の選手
 - (5) 男子アジア選手権／女子アジア選手権／アジアジュニア・マスターズ選手権
日本クラス別選手権の各クラス2位以内の選手
 - (6) アジアミスフィットネス選手権／アジアボディフィットネス選手権
オールジャパンミス・フィットネス選手権3位以内の選手
2. 前年度の世界選手権で5位以内の選手及びアジア選手権で1位の選手に同クラスの出場権を与える。尚、同クラスで5位以内に2名入った場合は、上位の選手のみに出場権を与える。

【国際選手権大会への参加】

第3条 国際選手権大会への日本選手団の参加については、派遣選手選考委員会で審議し、執行部会において審議し決定する。

【最終選考】

第4条 国際選手権大会へ派遣する選手の最終選考及び費用負担については、執行部会において審議し決定する。

【派遣選手選考委員会】

第5条 国際選手権派遣候補選手を選考するために、予選となる大会の審査結果に基づいて審議する委員会である。委員会は当該大会の審査員並びに出席役員によって構成される。

【選考基準】

第6条 原則として上位入賞者の中より選考するが、さらに国際大会で優秀な成績を獲る可能性のある選手を選考する。

【経費負担】

第7条 本連盟と選手の経費負担は原則として次のとおりとする。

- (1) 本連盟負担
 - ① 往復交通費(出国する空港と開催地間)
 - ② 競技出場の為の海外交通費
 - ③ 入国ビザ・空港使用料
- (2) 選手負担
 - ① 国内交通費及び前泊・後泊費(居住地と出国する空港間)
 - ② 大会期間以外の宿泊費及び食費
 - ③ 旅行保険
 - ④ 大会参加費
 - ⑤ 自由行動の経費

【選手遵守事項】

第8条 団体行動のルールを遵守する。

- (1) 監督・コーチの指示に従う。
- (2) チームの和を大事にする。
- (3) スケジュール及び時間を厳守する。

2. 選手は競技するにあたって次のことを遵守する。
 - (1) 競技のルールを守る。
 - (2) 競技は全力を尽くす。
 - (3) 競技はマナーを尊重する。
 - (4) 申し込みをしたウエイトを守る。
3. 各国選手との友好親善に努める。
4. 日本を代表するスポーツマンであることを自覚し、良識ある行動に留意する。
5. 選手の配偶者(夫もしくは妻)との同行は、原則として承認することはできない。但し、ミックスドペア選手権に限り、配偶者と同室にしないことを条件に承認する。

【附 則】

第9条

本規程は、本連盟設立の日より施行する。

本規程は、平成6年3月6日改定

本規程は、平成7年3月5日改定

本規程は、平成10年3月8日改定

本規程は、平成12年3月5日改定

本規程は、平成19年3月11日改定

本規程は、平成22年3月14日改定

本規程は、平成25年6月2日改定

本規程は、平成27年3月15日改定